

風水害における災害対策本部開設及び
 警戒レベル・避難情報発令に向けた態勢について（案）

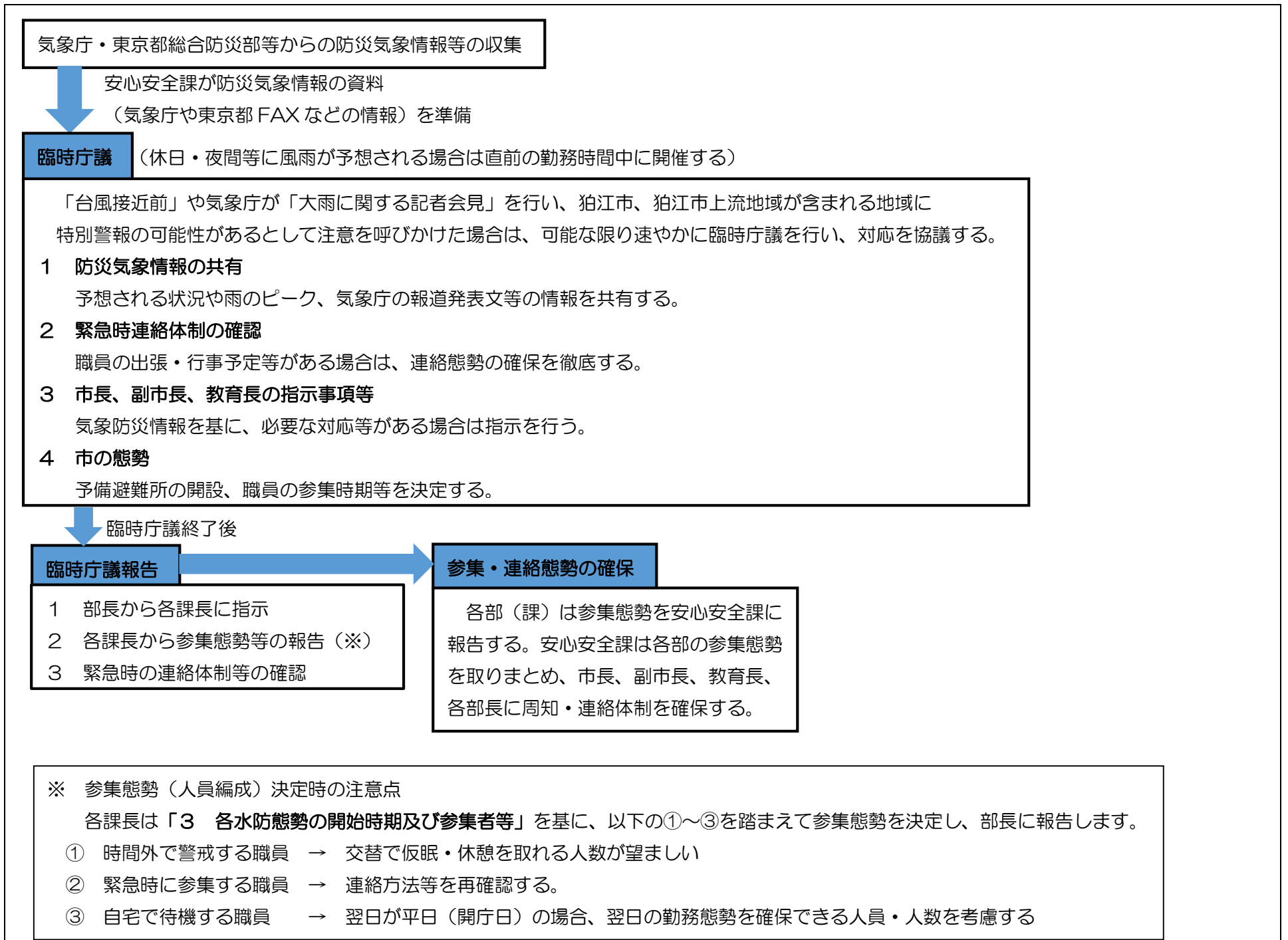
1 水防態勢の種別等

粕江市地域防災計画に記載されている風水害における水防態勢は、4 つの態勢に分類されます。

水防態勢	各態勢の実施内容	
情報収集態勢	安心安全課を中心に通常業務の中で風雨に関する情報収集を行う態勢 時間外は、自宅で情報収集及び連絡態勢を確保し、いつでも参集できるよう備える（※平日夜間・休日等も継続して情報収集する場合は、情報監視態勢に切り替える）	
情報監視態勢	平日の夜間や休日等も継続して情報収集を行う必要がある場合に、安心安全課長（若しくは課長補佐）を含む最少人数で災害に対する情報収集にあたる態勢	
情報連絡態勢	台風接近などにより災害発生の危険が高まり、24 時間態勢で情報収集を行い、緊急時の市幹部及び防災関係機関との連絡態勢を確保する必要がある場合の態勢【災害発生が危惧される場合、総務部長判断により、在庁する職員が一元的かつ機動的態勢を編成し、応急的な対応を行う災害即応対策本部を開設する場合もある】	
警戒態勢	第1 非常配備態勢 ・ 第2 非常配備態勢	東京都総合防災部や気象庁、国土交通省（京浜河川事務所）の情報により、大きな災害発生の可能性が低く、災害対策本部開設の必要がない場合に、各部長判断により必要最少人員を 24 時間待機させ、各部職員が連携して情報収集を継続し、一元的かつ機動的態勢を編成するとともに、関係機関と連携しながら小規模な災害に対応できる態勢
	災害対策本部 第3 非常配備態勢 ・ 第4 非常配備態勢	市長・副市長・教育長・各部長を中心に災害対策本部を開設し、災害対策本部事務局が情報収集を行い、集約をした災害等の情報を分析し、活動方針や市民対応、防災関係機関と連携した活動について、組織的な意思決定等を行う態勢 【災害対策本部開設等の詳細は、「災害対策本部員マニュアル」を参照】

2 参集態勢等決定までの流れ

災害の危険性が高まる前に防災気象情報を集約し、臨時庁議で参集態勢を決定します。（土砂災害の発生危険が高まっている場合も同様とします。）



3 各水防態勢の開始時期及び参集者等

各水防態勢の開始時期は下表のとおりとしますが、現行では、台風等上陸前日若しくは金曜日の臨時庁議により、防災気象情報などを集約したうえで警戒態勢（参集時期）を決定しています。また、各水防態勢時は、原則として下表の職員が参集するものとしますが、水防非常配備態勢の特例【風水害編P46～48】に基づき、市長が必要と認めた時は、特定の部に対してのみ水防非常配備態勢の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる水防非常配備態勢が指令します。

(1) 風水害等の場合（土砂災害を除く）

態勢	判断する者	態勢の開始時期	各水防態勢時の参集者【参集を要しない職員の対応】	
情報監視態勢	安心安全課長（※）	1 台風が狛江市周辺を通過すると予想されるとき 2 大雨・洪水注意報が発表されたとき 3 その他、安心安全課長が必要と認めたとき	安心安全課長または課長補佐 安心安全課の一部職員 市長・副市長・教育長・各部長は、緊急時の連絡体制を確保する	
情報連絡態勢		1 気象庁から気象警報（土砂災害除く）が発表されたとき 2 12時間以内に台風の接近や集中豪雨・強風などにより局地的な被害が発生する可能性が高く、24時間態勢で警戒する必要があるとき 3 狛江市、狛江市近隣区市のいずれかに「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき 4 その他、安心安全課長（※）が必要と認めたとき	総務部・都市建設部・環境部の一部職員 1 市長・副市長・教育長・各部長は、緊急時の連絡体制を確保する 2 参集を要しない市職員は、不要の外出を控える ※ 教育部は、予備避難所を開設する場合は必要な人員を確保する。	
警戒態勢	第1非常配備態勢	総務部長（※）	1 石原水位観測所における多摩川の水位が3.50m以上となり、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 2 風雨などにより、局地的災害が発生したとき 3 その他、総務部長（※）が必要と認めたとき	総務部長・都市建設部長・環境部長 総務部・都市建設部・環境部・企画財政部・福祉保健部・児童青少年部・教育部の一部職員 1 市長・副市長・教育長・参集を要しない各部長は、緊急時の連絡体制を確保する 2 以下の(1)から(3)の各部長は、職員を参集させる (1) 総務部・企画財政部は、警戒レベル・避難情報発令時の問合せ対応ができる職員 (2) 教育部は、所属職員への連絡体制を確保できる職員 (3) 福祉保健部・児童青少年部は、要配慮者利用施設に洪水予報を伝達する職員 3 参集を要しない職員は、不要の外出を控え、連絡体制を確保する
			第2非常配備態勢	1 石原水位観測所における多摩川の水位が4.00m以上となり、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 2 大沢池上水位観測所における野川の水位が2.14m以上となり、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 3 風雨などにより、数地域に災害が発生したとき 4 その他、総務部長（※）が必要と認めた場合
	災害対策本部	市長不在時 第1順位 副市長 第2順位 教育長	1 石原水位観測所における多摩川の水位が4.30m以上となり、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 2 大沢池上水位観測所における野川の水位が2.70m以上となり、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 3 狛江市、狛江市近隣区市に「警戒レベル3相当情報以上（土砂災害を除く）」または「大雨特別警報（浸水害）」が発表されるなど、災害発生の可能性が切迫し、市長が必要と判断したとき 4 災害が拡大し、第2非常配備態勢では対処できないとき 5 その他、市長が必要と認めた場合	市長・副市長・教育長 全管理職及び一部職員 参集を要しない市職員は自宅で待機する
			第4非常配備態勢	1 石原水位観測所における多摩川の水位が4.90m以上となり、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 2 風水害により狛江市の広範囲にわたる災害（被害）が発生したとき（警戒レベル5）

※ 情報連絡態勢は「総務部長が必要であると認めたとき」、警戒態勢は第1・第2とも「市長が必要であると認めたとき」と防災計画に記載されているため、それぞれ承認をいただく必要があります。

(2) 土砂災害の場合

市の態勢	判断する者	態勢の開始時期	各水防態勢時の参集者【参集を要しない職員の対応】
情報監視態勢	安心安全課長	気象庁から大雨警報注意報が発令され、東野川四丁目30番を含む地域の土砂災害に関するメッシュ情報が「注意」を表示しているとき	安心安全課長または課長補佐 安心安全課の一部職員 市長・副市長・教育長・各部長は、緊急時の連絡体制を確保する
情報連絡態勢		気象庁から大雨警報（土砂災害）が発令され、東野川四丁目30番を含む地域の土砂災害に関するメッシュ情報が「警戒」を表示しているとき	総務部・企画財政部・教育部の一部職員 市長・副市長・教育長・各部長・参集を要しない職員は、緊急時の連絡体制を確保する
警戒態勢	総務部長	気象庁から大雨警報（土砂災害）が発令され、以下のいずれかの状況となったとき 1 東野川四丁目30番を含む地域の土砂災害に関するメッシュ情報が「非常に危険」「極めて危険」を表示されたとき、 2 東野川四丁目30番を含む地域に「土砂災害警戒情報」が発令されたとき	総務部長・企画財政部長・教育部長 総務部・企画財政部・教育部の一部職員 1 市長・副市長・教育長は、緊急時の連絡体制を確保し、災害発生時は参集する 2 参集を要しない各部長・職員は、緊急時の連絡体制を確保する 3 総務部・企画財政部は、警戒レベル・避難情報発令時の周知・問合せ対応のための職員を参集させる 4 教育部は、避難所を開設（1箇所）できる職員を参集させる
災害対策本部	市長	1 狛江市内で土砂災害が発生したとき 2 その他、市長が必要と認めるとき	市長・副市長・教育長 全管理職 総務部・企画財政部・教育部の一部職員 1 参集を要しない各部長・職員は、緊急時の連絡体制を確保する 2 教育部は、避難所開設後（1箇所）の交替要員等となる職員を確保する

4 災害対策本部設置申請及び警戒レベル・避難情報等発令の流れ

市長等在庁時は、直前に（災害に対する）臨時庁議を開催するなど、防災気象情報を全庁で共有し、速やかに災害対策本部開設（警戒レベル・避難情報の発令）等ができる態勢を整えておきます。

災害対策本部の開設及び警戒レベル・避難情報の発令は、原則として市長等に申請し、市長等の承認後に必要な措置を実施しますが、市長等が不在で連絡が取れない状況では、緊急性が高いと判断される事案のみ応急的に発令できることとします。

